

貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針

平成15年2月28日 九運公福第82号
 一部改正 平成19年3月12日 九運公第75号
 一部改正 平成25年8月8日 九運公第18号

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関しては、事業の迅速かつ適切な処理を図るため、平成15年2月28日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事業の処理方針」(以下「公示基準」という。)の定めるところによるほか、下記により処理することとしたので公示する。

九州運輸局長 谷口克己

記

項目	基準
1. 事業計画変更の認可及び届出	<p>(1) ① 営業所の位置、自動車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、特別積合せ貨物運送をすかどかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別、営業所及び荷扱所の位置、積卸施設の位置、積卸能力、運行系統並びに運行日及び運行回数については「公示基準」に適合するものであること。 ② 新たに霊柩自動車を配置し、又は新たに霊柩自動車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊柩自動車又は普通自動車を使用する運送については、それぞれ「公示基準」に適合すること。 (2) ① 事業用自動車の数の変更については、別に定める届出書及び添付書類(平成6年10月1日九自第192号部長通達)により、あらかじめ届出書を出すこと。なお、繁忙期等においては当日に確認の処理をすることが困難な場合があるため、出来る限り実施予定日より前に提出するよう努めること。 また、以下の事項に適合するものであること。 ア. 増車の届出に伴い、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更が必要となる場合には、その変更手続が終了していること。 イ. 事業を遂行するに足る運転者、運行管理者及び整備管理者が確保されていること。 ウ. 増車車両について十分な損害賠償能力を有すること。 エ. 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。 ② 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続をとらせること。ただし、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」(平成5年11月19日付け九自第199号、九整第240号)による取扱いは、この限りではない。 ③ 九州運輸局長が指定する区域内における営業所の位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものであること。 ④ 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについては、車庫、休憩・睡眠施設及び積卸施設等の共同使用並びに幹線運行の共同化に伴う事業計画の変更の場合、協定書等の提示をすること。 (3) ① 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、申請日前3ヶ月間(悪質な違反の場合は6ヶ月間)又は申請日以降において九州運輸局長又は当該申請地を管轄する支局長から貨物自動車運送事業法及び道路運送法の違反により車両の使用停止又は使用制限(禁止)以上の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の業務を執行した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として存在していた者を含む。)ではないこと。 ② 事業計画の変更のうち、増車については届出者が当該届出に係る地方運輸局長等から車両の使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日においてその処分期間が終了している者であること。</p>
2. 運送約款の認可	<p>(1) 貨物自動車運送事業法施行規則第11条に規定される記載事項が明確に規定されていること。 (2) 運賃・料金の收受、運送の引き受け等についても合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。 (3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。</p>
3. 事業の譲渡譲受の認可	<p>事業の全部を譲渡譲受の対象とし、「公示基準」に適合するものであること。</p>